

## 第2回逗子市地域自治システム沼間小学校区懇話会 会議概要

日 時：平成24年11月28日（水）18：30～20：30

場 所：沼間公民館学習室

出席者：

（メンバー）川島メンバー、小清水メンバー、菅波メンバー、菅田メンバー、小野メンバー、高木メンバー、望月メンバー、二瓶メンバー、匂坂メンバー、矢島メンバー、佐藤メンバー、服部（純）メンバー、服部（誠）メンバー、坂本メンバー、岩倉メンバー、橋本座長、永瀬副座長

（アドバイザー）名和田法政大学法学部教授

（市）平野経営企画部長、谷津経営企画部次長、廣末企画課長、仁科企画係長、稲井主事、森本市民協働部担当部長、福本市民協働課長、細野市民協働課専任主査

議事概要：

### 1. 開会

### 2. 「ずしの新しい地域自治」の仕組みの詳細の検討（I）

- ・ 事務局から資料1、資料2について項目ごとに説明し質疑応答を行った。

#### 【1. 定義について】

（メンバー）（2）の「在勤の個人」は必要か。

（事務局）説明の3つめにあるとおり。例えば、学童の指導員さんなどは、地域在住の人ではないものの子供の育ちに大きくかかわっている。そのような方を含めるために「在勤の個人」を含めた。

（メンバー）それであれば、地域で活動する法人に属しているのであるから、そこでよめばよいのではないか。

（メンバー）なぜ「在勤の個人」を排除しなければならないのかその理由をうかがいたい。資格要件の話ではないか。定義として広く考えるのか考えないのか。在住でなければならないと厳密に言うのか。

（メンバー）「住民」の定義としては理解できた。では、（3）にある「住民」（2）の「住民」は同じなのか。同じだとしたら、在勤の個人の意見は誰がどうやってとりいれるのか。

（事務局）在勤の個人が、住民自治協議会に加わりたいという希望があり、他の構成員の同意が得られれば、協議会に加わっていくということが可能である。

（メンバー）今のようなあいまいな定義だと、もし住民自治協議会をつぶしてやろうとい

う人が来たときに、加入要件規定を明確にしておかなければ防げないのではないか。

(事務局) 住民自治協議会は、住民の自主的な意思に基づいて設置される組織であるから、壊そうとする意志で加入しようとする人を防ぐための規約を定める必要がある。その点については、後に出てくる3. 住民自治協議会の要件と認定にて議論する必要がある、公平性、透明性を担保するような機関の仕組みが求められる。

(メンバー) 一般的な住民ではなく、住民自治協議会の住民という定義をおいてほしい。

(メンバー) 市民自治協議会というのがいつのまにか住民自治協議会になっているが、同じか。あと、狭義の住民という定義をおいたほうがよいのではないか。

(事務局) 「市民自治」ということでは、市の事業名が「市民自治システム構築事業」であり、「市民自治システム構築事業」の中には、次期総合計画の策定やこの新しい地域自治のことなどを含んでいる。協議会については、一貫して「住民自治協議会」という言い方を使っている。

(メンバー) 私は「住民」よりは、「市民」のほうが良いと思う。

(メンバー) 10 ページものでは、「地域に住んでいる人」だったので、整合性がとれておらず混乱しているのではないか。

(メンバー) 私は、「在勤の個人」等の排除はせず、できるだけ間口を広げておくべきだと思う。

(事務局) 住民をどう定義するのか、門戸を狭めておくべきという案と一般的な住民という考え方で広げておくべきという案の2つの御意見をうかがった。それについてはこの場では結論を出さず、市として全体の制度を考える際にどちらにするのか決めていきたい。

(メンバー) (3) のなかに「まちづくりの実現」という表現があるが、なぜ「地域の実現」ではないのか。

(事務局) ここで表現している「まちづくり」といのは概念的なまちととらえている。逗子市全体のことではなく、地域における地域の課題解決のためのまちづくり、と言った意味で使っている。

(メンバー) まずは、誰が誰の何のためにやるのか理念をはっきりさせておいてほうがよいのではないか。

(メンバー) 「まちづくり」も「地域づくり」も同じ意味で使っているのだから、そこまで堅苦しく考える必要はないのではないか。

(メンバー) 「まちづくり」の「まち」が指しているのは、市でもなく地域でもなく生活空間のことではないか。つまり、「まち=市」でもなければ「まち=地域」でもない。面積を限定しているのではなく、生活空間という次元が違うものを指している。したがって、「逗子市のまちづくり」、「地域のまちづくり」とどっちでもつかえるのではないか。

(橋本座長) 連合会では過去に「地域」と「まち」の言葉の定義について議論しており、「地

域」ということに落ち着いた。「まち」と聞くと逗子市全体をイメージしてしまい違和感があった。そこで連合会では「まち」とは言わず「地域」とするように統一した経緯がある。

(メンバー) 副座長がおっしゃっている「地域の実現」とまちづくりは違うのではないか。ここで言う「地域」とは1.(1)で定義したとおり、単なる区域である。

(名和田アドバイザー) 1.(2)住民の定義について、今の事務局案では「地域で活動する」の部分が法人にしかかかっていない点で珍しい。一般的には、在住、在勤、在活動者をいれるという規定になっている。これは、全国的に、参加と協働の観点から協議会には地域の活動はみんなで行っていいということ、行政への提言機能という二つの性格をもたせている。行動をする場面では、色々な人に関わってもらうために住民の定義はより範囲が広い方が良いが、一方で議決をする場面では、地域住民の総意を反映させるために議決権は在住者に限るといったような規約を置く場合もある。その場合、協議会のコアとなる構成単位は自治会となる。

いずれにしても、今の事務局案では在勤が個人で、在活動者が法人にかかっている点で違和感があるので、事務局で精査して、住民の皆様にフィットする感覚でやればよいと思う。

(事務局) (1)地域については、面的な定義をしているが、ソフト的な地域づくりという意味での使い方もあるので、検討したい。必要であれば例えば、「まちづくり」についても定義をおきたい。

(メンバー) 今問題としているのは、「住民」の定義である。事務局としては、行政として誰から説明を求められても答えられるような総花的な話をしているかもしれないが、ここは沼間の地域自治を検討する場なので、発想を切り替えてもらいたい。

(メンバー) ここは沼間の協議会を立ち上げる場なので、沼間に即した議論をしていただきたい。

(事務局) この懇話会は、市の制度をつくりましょうということで、沼間の協議会や沼間の規約をつくるための場ではない。市で基本的な要綱をつくるのに、沼間としてはこうですよというご意見をいただき、他の地域においてもこのような検討を行って、それを集約して市の基本的な制度を設計する。

(メンバー) ここに連合会の考えをそのままもってくるのはおかしい。

(メンバー) 今色々な意見があったが、この場で結論をださなければならないというわけではないので、今のまま意見百出のままでもいいのではないか。それを市でとりあげてもらって、まとめればよいのではないか。

## 【2. 地域(=小学校区の区域)について】

(メンバー) 論点①として一つの自治会・町内会が複数の地域にまたがっている場合とあ

るが、そのようなケースが実際にあるのか。

(事務局) 沼間地域でいうと、桜山親和会が該当する。飛び地のような形の自治会がある。

(メンバー) もしあるならば、区域を定義するときに、小学校区ではなく居住区として定義すればよいのではないか。

(メンバー) マイキャッスルに住んでいる児童が池子小学校に通っているケースがある。また、中学校を希望するときには、逗子中学校を希望している人が本当に多い。なので、小学校区でまとまりがあると言われると、すこし疑問を感じる。

(メンバー) 居住区割という文言をつくれればこの問題はクリアになるのではないか。

(名和田アドバイザー) この問題は全国的に悩んでいる。歴史をさかのぼると、まず日本で小学校を設立するために明治の大合併があった。次に昭和の大合併で町村が激減した。昔の連合自治会はその町村の区域とほぼ一致していたので問題はなかったが、人口変動によりだんだん一致しなくなってきた。

どっちをとるか、例えば京都では「元学区」という言い方をしている。小学校区が廃止されたときでも元の小学校区である連合自治会を優先させている。また、横浜市の都筑区では、青少年育成協議会という組織をつくって中学校区で区域を設けている。活動しづらいが、青少年のためということが集まってやっている。逗子市においても、よく考えて決めるのが良いと思う。

### 【3. 住民自治協議会の要件と認定】

(メンバー) (1) ウで、住民自治協議会を構成するのは法人や団体とあるにもかかわらず、オで地域の住民の誰もが運営に参画できると規定しているのは矛盾していないか。個人でも参加できるのか。

(事務局) 論点のひとつとして、個人としての参加をどうするのか、例えば自治会が組織されていない地域の住民を、団体ではないからといって排除していいのか、という問題がある。それについて意見をうかがいたい。なお、ウの表現はおっしゃるとおり論理上矛盾している。

(メンバー) 自治会が組織されていないのは、組織していないほうに非があると思う。そのような地域が自治会を作るように仕向けるような規定をしてほしい。

(名和田アドバイザー) (1) カのところでは構成員の規定を置いているが、ウと同じイメージか。この種の組織は全国的に、会員を地域住民全員と規定している例が多いが、目黒区では訴訟沙汰になった。理念的にはみんながかかわるべきだが、実際の規約にどう書くかについては悩ましい問題である。

(事務局) ウの構成員については、論点①や論点④にかかわってくる。市が協議会として

認定するにあたって、必須の団体を設ける必要はあるのか、また、どのくらいの団体が参加していれば地域を代表していると認められるのか、という議論をしていただきたい。本来、すべての地域の方たちが協議会に入ってくだされれば、このような議論は必要がないのだが、今後交付金や事業の話になったときに、加入していない団体や地域住民についてどうするのか、ということが必ず問題になってくるので、そこもふまえてご議論いただきたい。

(メンバー) 福祉の仕事をしていると非常にこの問題は気がかりである。例えば、A地区の自治会が協議会に入らないよと言った場合、このA地区の住民は福祉や防犯、防災といった協議会からのサービスは受けられなくなってしまうのか。もしA地区の住民が自治会に入らないけれども個人として協議会に入りたいといったときにはどうすればよいのか。私は福祉の仕事をしているので、そういう方は排除しないでほしいと思っている。

(メンバー) 私は現在マンションの管理組合の理事長として参加しているが、理事長を退任した後は一個人になってしまう。自治会を立ち上げたいのだが、正直なかなか難しい。自治会を組織させるような強制力があつた方が動きやすい。努力はしているが個人では厳しい課題だと思う。

(メンバー) 論点④については、沼間地区のなかでも同じ目的で少数の住民からなる小さな団体がいくつもでているので、細かい団体をどう取り扱えばよいのか。行政の方で小さな団体はくつつけるように仕向けてくれないか。

(事務局) 行政から任意に組織された自治組織に対して、くつついてくださいということは立場上できない。役員がすぐ回ってきて大変だとか、自治会を設立したいのだがどうすればよいかと言ったご相談があつたときに、はじめて支援できる。

(事務局) 論点④については、行政でも非常に悩んでいるところである。まず必須の構成員を決めその何割とするか、または全体の何割とするかとか考え方はいくつかある。また、そもそも、まず地域の代表と認めてこれから広げていくんだということで、規定しないという考え方もある。その辺については是非みなさんの御意見をうかがいたい。

(メンバー) 沼間1～6丁目で言うと、2年間かけて人口ベースで7割だ。せいぜい頑張つてこれくらいだった、これを9割に持つていくのはひと苦勞で、ほかの地域でこれをやろうとしたら並大抵ではないと思っている

(メンバー) 自治会の役員が1年交代というのがネックである。下町は長年やっている方がほとんどだが、新興住宅街は1年交代である。慣れたときに交代してしまう。そのような中で、マイキャッスルさんのように自治会組織をつくるのは並大抵のことではない。また、この問題については、しっかりと議論し規定しなければ行政訴訟を起こされたときに負けてしまう。この沼間での議論が市の全体の議論のベースになってくるので、架空の議

論ではなく具体的にしていかなければならない。

### 3. その他

- ・ 第3回の懇話会の日程は、平成25年1月29日（火）18：30～20：30 沼間公民館学習室。
- ・ 3. の残りについては、任意の様式でかまわないので事務局に1週間前までに提出してほしい。

### 4. 閉会

以上